

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 4 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	（許可の有効期間）
小型定置網漁業（底建網漁業）	1	定めなし	A:北緯 35 度 8 分 3.01 秒 東経 139 度 38 分 57.73 秒 B:北緯 35 度 7 分 47.06 秒 東経 139 度 38 分 52.25 秒 C:北緯 35 度 7 分 47.74 秒 東経 139 度 38 分 43.83 秒 D:北緯 35 度 8 分 3.4 秒 東経 139 度 38 分 49.48 秒 区域 上記 AB、BC、CD 及び DA の 4 直線によって囲まれた区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	三浦市南下浦町毘沙門に漁業根拠地を有し、かつ共第 4 号共同漁業権の漁場の区域において漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	令和 8 年 7 月 6 日から同年 8 月 5 日まで	令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日まで

操業区域

A:北緯 35 度 8 分 3.01 秒

東経 139 度 38 分 57.73 秒

B:北緯 35 度 7 分 47.06 秒

東経 139 度 38 分 52.25 秒

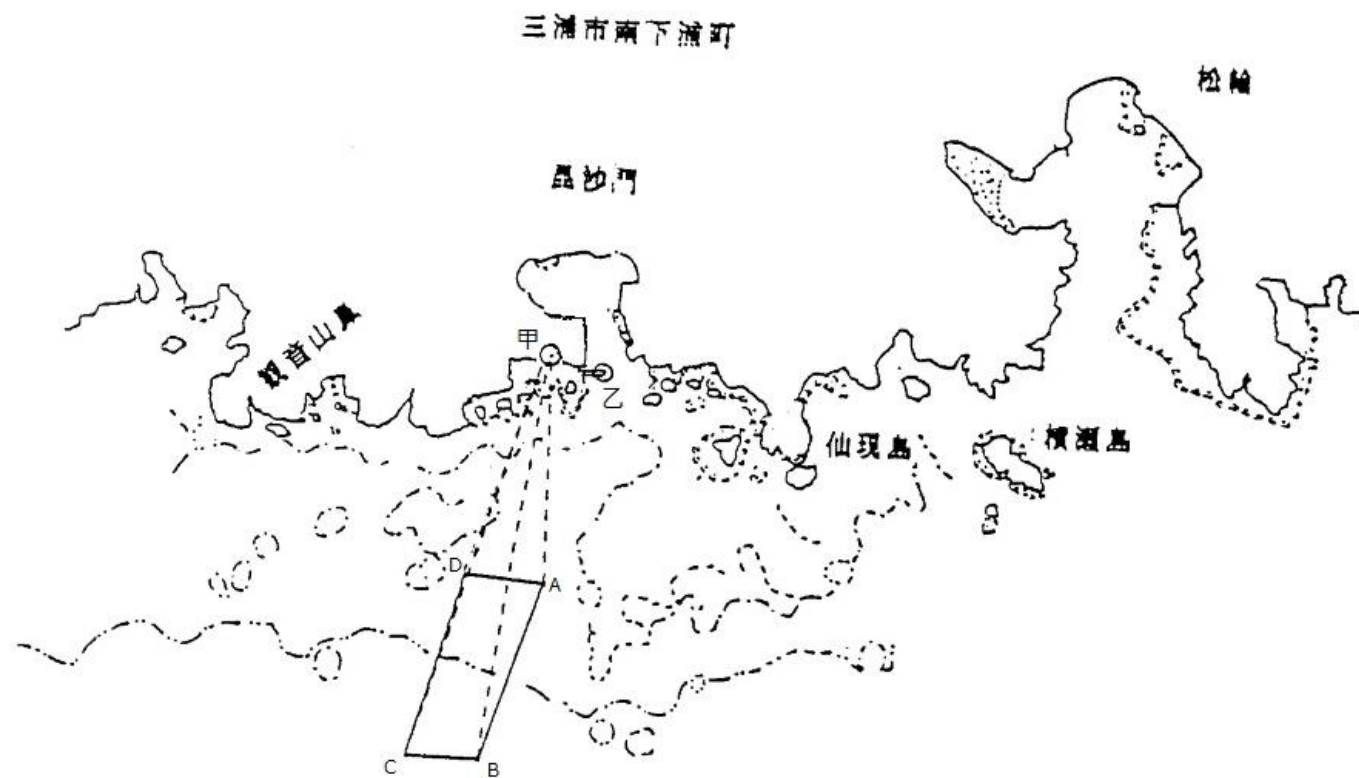
C:北緯 35 度 7 分 47.74 秒

東経 139 度 38 分 43.83 秒

D:北緯 35 度 8 分 3.4 秒

東経 139 度 38 分 49.48 秒

区域 上記 AB、BC、CD 及び DA の 4 直線によって囲まれた区域



漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	（許可の有効期間）
小型定置網漁業（底建網漁業）	1	定めなし	A:北緯 35 度 9 分 29.70 秒 東経 139 度 41 分 8.21 秒 B:北緯 35 度 9 分 30.56 秒 東経 139 度 41 分 22.77 秒 C:北緯 35 度 9 分 25.23 秒 東経 139 度 41 分 23.27 秒 D:北緯 35 度 9 分 25.18 秒 東経 139 度 41 分 21.25 秒 E: 北緯 35 度 9 分 26.95 秒 東経 139 度 41 分 21.22 秒 F: 北緯 35 度 9 分 26.25 秒 東経 139 度 41 分 8.26 秒 区域 上記の A B、B C、C D、D E、E F 及び F A の 6 直線によって囲まれた区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	三浦市南下浦町金田に漁業根拠地を有し、かつ共第 2 号及び共第 3 号共同漁業権の漁場の区域において漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	令和 8 年 7 月 6 日から同年 8 月 5 日まで	令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日まで

操業区域

A:北緯 35 度 9 分 29.70 秒

東経 139 度 41 分 8.21 秒

B:北緯 35 度 9 分 30.56 秒

東経 139 度 41 分 22.77 秒

C:北緯 35 度 9 分 25.23 秒

東経 139 度 41 分 23.27 秒

D:北緯 35 度 9 分 25.18 秒

東経 139 度 41 分 21.25 秒

E: 北緯 35 度 9 分 26.95 秒

東経 139 度 41 分 21.22 秒

F: 北緯 35 度 9 分 26.25 秒

東経 139 度 41 分 8.26 秒

区域 上記の A B、B C、C D、D E、E F 及び F A の 6 直線によって囲まれた区域

